

葉山町制 100 周年記念事業（町民等主導型協働事業）補助金 Q & A

（令和 5 年 9 月 15 日作成）

1 総論（補助対象者・補助額上限等）

Q 1 補助金を受けることができる対象者の条件はありますか？

A 1 「葉山町制施行 100 周年記念事業（町民等主導型協働事業）補助金交付要綱」（以下「補助要綱」という。）第 2 条（補助対象団体）に該当する団体等になります。なお、団体等は任意団体でも構いませんが、規約があり、代表者を有する複数の町民を構成員とする団体であることが必要です。

Q 2 補助金を受けることができる事業は、どのような内容ですか？

A 2 「葉山町制施行 100 周年記念事業（町民等主導型協働事業）取扱要綱」により記念事業の事業承認を受けた事業で、補助要綱第 3 条（補助対象事業）に該当するものになります。

Q 3 補助額はどのように算定されますか？

A 3 補助対象事業の実施に要する経費の総額のうち、「補助対象経費」の 2 分の 1（千円未満は切り捨て）で 50 万円が上限です。

Q 4 同一の団体等が複数の記念事業を実施する場合、それぞれの事業で補助金の上限 50 万円まで補助を受けることができますか？

A 4 一つの団体等に対して交付する補助金の上限が 50 万円となります。

2 補助対象経費

Q 5 補助対象経費に含まれるか判断できない経費がある場合、どうすればよいですか？

A 5 申請書の提出までに政策課にご相談ください。なお、次のものは補助対象外経費となります。

- ・人件費
- ・単価 30,000 円（税込）以上の物品購入費
- ・団体等の事務室の賃借料、事務機器のリース料、通信費、光熱水費
- ・事業実施に関係しない飲食費（団体等の親睦会費、打ち合わせ費等）
- ・事業実施に要する商品券や図書券や宿泊券等の金券やカタログギフトの購入費
- ・その他、事業実施に要しない経費
- ・領収書がないなど、支出の根拠が確認できない経費
- ・販売目的のためのグッズ、パンフレット制作費や仕入れ代

Q 6 賞品や景品の購入費は補助対象経費となりますか？

A 6 トロフィー、カップ、盾などの賞品（記念品）は補助対象経費となります。商品券、図書券、宿泊券など金券類やカタログギフト等換金性の高い賞品や景品は補助対象外経費となります。また、単価 30,000 円（税込）以上の高額な賞品も補助対象外経費となります。

Q7 講師の送迎のためのガソリン代は補助対象経費になりますか？

A7 ガソリン代は事業に要した費用とそれ以外の費用が明確に区別できないため、補助対象外経費となります。

Q8 領収書がないものでも補助対象経費になりますか？

A8 領収書がなければ支出の根拠が確認できないため、補助対象経費とすることはできません。(公共交通機関等で領収書以外に経費を確認できる場合は除く。)

Q9 事業の企画を他者に委託した場合の委託料は補助対象経費になりますか？

A9 本事業は、団体等が100周年を記念して自らが企画・実施するための事業に対し補助金を交付するものです。事業の企画・実施を他者に委託する委託費は補助対象外経費となります。ただし、テントなどの会場設営費、音響設営費、会場警備費に係る委託料は補助対象経費にできます。

Q10 団体等の構成員を講師として謝礼を支払った場合、補助対象経費になりますか？

A10 団体等の代表者や運営に関わる団体等の主要な構成員の方が講師をする場合は内部講師となり、補助対象外経費となります。

ただし、次の基準を満たしていれば外部講師への謝礼として補助対象経費にできます。

- ・ 補助対象事業以外の通常の活動の中でも、当該者へ指導料や謝礼を支払うことが常態であること。
- ・ 当該者が、当該団体等にだけ指導をする専属の講師等でないこと。(当該者が当該団体等以外にも日常的に複数の他団体等へ指導、講師をしていること)
- ・ 実績報告書に謝礼、指導料に対する領収書を添付すること。

3 申請・交付決定後の事業実施

Q11 町が設置・管理している公共施設等について先行予約は可能ですか？

A11 先行予約はできません。予約は当該公共施設等の申込みのルールに従って団体等で確保してください。

Q12 公共施設等の使用料等は補助対象経費になりますか？

A12 公共施設の使用は原則、無料(免除)となります。なお、使用料等を支払う場合は補助対象経費になります。

Q13 領収書の提出は必須ですか？

A13 補助金の額を確定するための実績報告書への添付が必要になります。なお、補助金交付決定通知日以前の日付が記載された領収書は補助対象外経費となりますのでご注意ください。

Q14 令和7年度以降も事業を継続したいのですが？

A14 当補助金は町制100周年を記念して行う事業に対して交付する補助金になります。町では現時

点で令和7年度に同様の補助金を交付することは考えておりません。

Q15 複数の団体等で共同して事業を実施する場合、申請はどのようにすればよいですか？

A15 共同で事業を実施する場合、代表する団体等を一つ決めた上で、申請してください。代表する団体等に補助金を交付いたしますので、団体等の名義の金融機関口座を持っている団体等に申請していただくことが望ましいです。